

費用

● 任意後見契約

69,500円(税込76,450円) + 公証役場手数料

● 家族信託

350,000円(税込385,000円)～ + 登記費用+公証役場手数料

※信託する財産の内容によります。

それぞれ単独でも、あわせてもご利用いただけます。

セットでご依頼の場合には、69,500円(任意後見契約手数料相当)はお値引きいたします。

ご相談・お申し込みの流れ <要予約>

1. 日時のご予約



045-475-1279

OR



igon-souzoku2021@athla.jp

2. ご来所

サービス内容のご説明 ※このときのご相談は無料(45分)です

3. お申し込み

ご相談(サポートサービス)のスタート!

※ご自宅等出張ご希望の方はご相談下さい

※土日祝日・夜間のご予約も可能です

※WEBによるご説明も対応します (お申し込み時には原則ご面談が必要になります)

新横浜駅から 徒歩5～6分



横浜市港北区新横浜二丁目14番地4
シルバービル

司法書士 佐伯啓輔 事務所

代表 司法書士・民事信託士 佐伯啓輔

Tel. 045-475-1279

mail igon-souzoku2021@athla.jp



ホームページ

<https://saekioffice.jimdofree.com/>

任意後見契約締結サポートサービス

+

家族信託組成サービス

たくする

司法書士による

- ・認知症対策
 - ・老後の財産管理の備え
- のお手伝い

司法書士 佐伯啓輔事務所



そこで!

『たくする』のサービス

認知症になる方は増えている

高齢化の進展とともに、認知症患者数も増加しています。将来的には、6人に1人程度が認知症有病者になるという推計もあります。

認知症になると何が困るの?

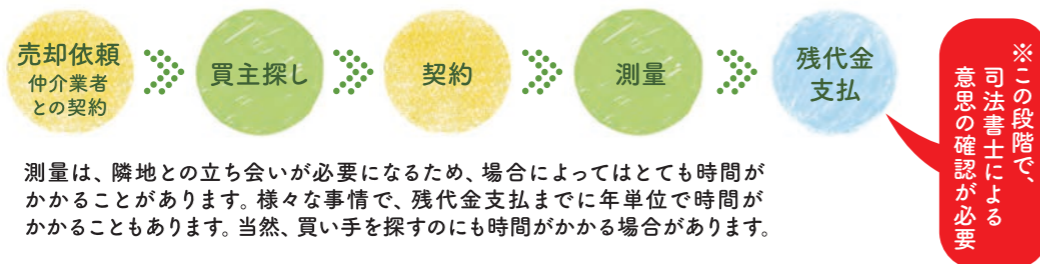
生活のサポートはもちろんのことですが、財産を管理したり、何かを契約したりすることにも困難が生じます。

特に不動産の売却等の際、認知症等の影響でご自身の意思がしっかりと表示出来ない場合には、売却が進まない、という状況になってしまうことも考えられます。

ご自宅の売却が進まないと...

- ・介護施設入居のための資金が捻出できない?!
- ・生活費にあてることができない?!

不動産売却までの流れ



測量は、隣地との立ち会いが必要になるため、場合によってはとても時間がかかることがあります。様々な事情で、残代金支払までに年単位で時間がかかることもあります。当然、買い手を探すのにも時間がかかる場合があります。

はっきりとまかせる人を決めておかないと、家族間でのトラブルも?

例えば、そういった時の財産の管理等を、口約束で決めておくと、任された人に対して、他の親族が、『勝手に通帳を持ち出している』などと批難して、トラブルになってしまうことも考えられます。

『息子に委任』もダメ?

認知症等でご自身の意思表示が出来ない状況であれば、そもそも委任するという契約も有効には成立しません。

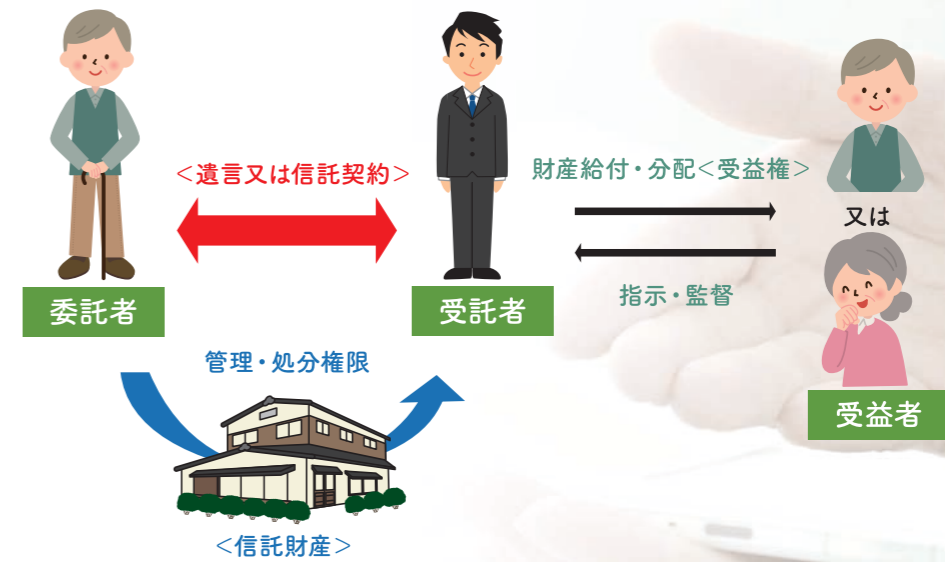
認知症でご自身の意思の表示が困難な状況下での不動産の売却には、『成年後見制度』の利用が必要になります。但し、

- ①誰が後見人なるかは、裁判所が指定する(『候補者』を申し出ることは可能ですが...)
 - ②不動産の売却だけに(スポット的に)利用することは出来ない
 - ③自宅等の売却にはさらに裁判所の許可がいる
- こういった点に留意する必要があります。

①『家族信託』の組成サービス

家族信託とは

ある人(委託者)が、自分が有する一定の財産を、信頼できる人(受託者)に託し、託された人が、その財産を一定の目的に従って管理活用処分し、その中で託された財産や運用益を、利益を受け取る人(受益者)に給付したりして、定められた目的を達成する、という制度です。例えば、子どもなど信頼できる家族・親族に財産(不動産)を託しておき、その管理活用処分を委ねておけば、施設入居費用捻出や暮らし替えのために売却する際には、託された子どもが対応出来るようになります。



②『任意後見契約締結』サポートサービス

任意後見契約とは

あらかじめ、自身が認知症等の状況になった際に(任意)後見人となる者を指定し、またその権限についても、公正証書による契約にて、はっきりと決めておく制度。契約は事前に結び、認知症等の状況になった場合に、家庭裁判所に任意後見監督人の選任を申請したことで、その権限がスタートします。信託と併せてこちらの契約をすることで、認知症等になり判断能力が衰えた後のほぼ全面的なサポートが可能になります。

セットでより効果的に!
もちろん、それぞれでのご利用もOKです。

『たくする』のサービス内容

家族信託のご相談/契約書作成/不動産登記(名義の変更)/信託専用口座開設サポート
任意後見契約のご相談/公正証書作成サポート